

公園を管理運営する指定管理者を募集します

■指定管理者制度とは

平成15年6月に地方自治法の改正により創設された制度です。

従来、市の「公の施設」の管理は、市が直接行うほかは、市の出資法人や公共団体のみが行うことができました。しかしこの制度の創設により民間事業者などの団体でも「公の施設」の管理を行うことが可能になりました。この制度は「公の施設」の管理について、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的としています。

■対象施設

名称	所在地	面積
5万人の森公園	五條市北山町930番地の1	8.4ha
上野公園	五條市上野町246番地	16.7ha
阿田峯公園	五條市三在町1680番地	5.1ha

■募集要項および仕様書の配布期間

1月21日(月)～3月19日(水)

■申請の受付期間

1月21日(月)～4月25日(金)

■問合せ先 公園緑地課公園緑地係 ☎(内線402)

平成20・21年度

有効入札参加資格審査申請書を受け付けます

入札参加資格審査申請書を次の通り受け付けます。

■受付対象者

- ▽建設工事(市内業者の通常受付、市外業者の追加受付)
- ▽測量・建設コンサルタント業務等(市内・市外業者の追加受付)

■受付期間および時間

2月1日(金)～2月29日(金)(土・日・祝日は除く) 午前9時～正午、午後1時～4時

*提出方法は、持参に限ります。

■登録有効期間

- ▽建設工事の市内業者の通常受付
平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間
- ▽建設工事の市外業者の追加受付
平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間
- ▽測量・建設コンサルタント業者(市内、市外)の追加受付
平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間

■提出書類 申請書および添付書類(申請要領については、五條市ホームページに掲載しています。)

■受付・問合せ先 監理課(五條市本町1丁目1番1号) ☎(内線345)
水道局(五條市本町3丁目1番13号) ☎(内線320)

平成20・21・22年度役務提供等競争入札(見積) 参加資格審査申請を受け付けます

五條市が発注する業務委託等に係る役務提供等の競争入札(見積入札)に参加を希望する業者は申請手続きをしてください。

申請を受理された業者は、市役所各部局で発注する際の業者名簿に登録されます。

■受付期間 1月15日(火)～2月20日(水)

(午前9時～午前11時50分・午後1時～5時、土・日・祝日は除く)

■提出書類 財政課で申請要領および申請書類を配布するほか、五條市ホームページからダウンロードもできます。

■提出方法 持参または簡易書留による郵送。

■有効期間 平成20年4月1日～平成23年3月31日(3か年)

■受付・問合せ先 財政課管財係 ☎(内線213)